

## 地域の子育てに参加してみませんか？ 杉戸町ファミリー・サポート・ センター説明会兼講習会

ファミリー・サポート・センターでは、地域の中で子育てのお手伝いをしています。町内在住でお子さんが好きで、心身共に元気な方なら資格は問いません。地域で支える子育てにご協力をお願いします。

**内容** 保育園・放課後児童クラブの送迎、帰宅後の預かり、習い事の送迎等

**報酬** ・月～金曜日 7時～19時／30分あたり350円  
・土、日、祝日および上記以外の時間／30分あたり450円

### 説明会兼講習会

**日時** 11月27日(水) 13時～16時30分

**場所** 杉戸町コミュニティセンター多目的A-1

**内容** ・「地域でささえる子育て」のDVD鑑賞  
・保育の心構えと幼児の接し方  
・幼児の健康管理と緊急時の接し方

**定員** 5名(託児あり・要事前申込)

**問** 杉戸町ファミリー・サポート・センター  
☎ (32) 8232

## 健康講座「健康ストレッチ(入門ヨガ)」 ～お仕事帰りや日々の疲れに 癒しの夜ヨガ～

ヨガは、身体のゆがみ・くせを直し、自然治癒力を高め、肩こり・腰痛・ストレス解消などに大きな力を発揮すると言われています。お仕事帰りや日々の疲れの癒しに参加してみませんか。

**日時** ①11月29日(金) 19時～20時30分

②12月13日(金) 19時～20時30分

**場所** 杉戸町コミュニティセンター 多目的室2

**対象** 18歳以上の町内在住・在勤の方

**費用** 各300円(保険代等) ※当日集金

**定員** 各20名(定員を超えた場合は抽選)

※抽選の有無に関わらず、事務局より連絡あり

**持ち物** ストレッチしやすい服装、ヨガマットまたはバスタオル、飲み物、5本指の靴下(裸足が寒いと感じる方)

**申込方法** 11月15日(金)までに電話または  
右記QRコードより申込み

**申・問** 杉戸町コミュニティづくり推進協議  
会事務局(住民協働課 住民協働・コミセン担当)  
内線283



## 野外焼却(野焼き)はやめましょう！

工場や一般家庭で、簡易焼却炉などを利用してごみを焼却しているケースが見受けられます。簡易焼却炉・ドラム缶などによるごみ焼却も「野焼き」とみなされ、一部の例外を除いて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。「悪臭がする」「火災の危険がある」など、周囲の環境を害する恐れがありますので、ごみを処分する際は決められた方法を守りましょう。

### 野外焼却禁止の例外

河川敷の草焼き、災害などの応急対策・火災予防訓練、正月の「しめ縄、門松等」を焚く行事、焼き畑、水田での稲わらの焼却などは罰則を伴う焼却禁止の例外です。※周辺の生活環境に支障が出たり、苦情等が寄せられた場合には、焼却中止などの改善指導の対象になります。

**問** 環境課 環境保全担当 ☎ (38) 0401

## 医療費通知は大切に

国民健康保険では2か月に一度、世帯主あてに医療費通知を送付しています。医療費通知の再発行はできませんので、大切に保管してください。

**問** 町民課 国民健康保険担当 内線252・454

## 消費者トラブルの対応のコツ、 出前講座で学びませんか

いつも活動している場所で、消費生活相談員による出前講座を受講できます！

**日時・開催場所** 希望により調整し決定

**対象** 町内で活動する団体

**費用** 無料 **定員** 5団体(申込順)

**講師** 赤井 順子氏(杉戸町消費生活相談員)

**主催** 杉戸町消費生活センター

**申込期限** 講座開催希望日の1か月前まで

※詳細は町ホームページ(右記QRコード)

をご覧ください。

**申・問** 産業振興課 商工観光担当 内線310



## すぎぴょんカフェ(認知症カフェ)

認知症の方やその家族等、リラックスした空間で集まり交流しませんか。

**日時** 11月15日(金) ①10時～10時50分

②11時～11時50分

**場所** ウエルシア杉戸倉松店 ウエルカフェ

**参加費** 無料

**内容** ①管理栄養士による「フレイル予防講座」

②参加者同士の交流、もの忘れや認知症・健康・介護に関する個別相談。認知症疾患医療センター(久喜すずのき病院)相談員による相談。

**定員** ①②とも各10名程度(申込不要ですが、②での個別相談をご希望の方は事前にご連絡ください。)

**問** 高齢介護課 地域包括支援センター担当 内線302

## 町からの情報はコチラ

# すぎとひろば

杉戸町役場 ☎ 0480 (33) 1111

町ホームページ <http://www.town.sugito.lg.jp/> ▲



## 環境センターからのお願い！

可燃ごみ以外のごみ(処理不適物)が混入してしまうと、環境センターの焼却炉の寿命を早めてしまい、場合によっては設備が故障してしまう恐れがあります。過去には、写真のような処理不適物が混入したことにより、焼却炉が故障し、ごみの焼却ができない期間がありました。

このことから、処理不適物が混入しないよう、住民および事業者の皆さまには、日ごろからごみの分別のご協力をお願いいたします。



▲焼却炉に混入したバーベキューの鉄板

ごみ分別アプリは  
こちらから



▲iOS版 ▲Android版

**問** 環境課 施設管理担当 ☎ (38) 0401

## 農用地区域からの除外申出

農業振興地域における農用地区域内の農地を転用する場合は、農地転用許可申請の前に農用地から除外する手続きが必要となります。やむを得ない理由により農地を転用する計画がある方は、農用地除外の申出をしてください。

なお、除外申出の認可については、農地転用・開発行為等の許可見込みのほか、土地改良事業の実施状況など、除外に関する各要件を満たす必要があります。

**受付期間** 12月2日(月)～6日(金)

**受付場所** 産業振興課窓口

**問** 産業振興課 基盤整備担当 内線323

## 令和6年度 杉戸町青少年健全育成連絡協議会講演会 『杉戸警察署管内 犯罪情勢』

私たちの街の安全を守るために、今、何が起きているのか？杉戸警察署生活安全課長の山田徳行氏が、最新の犯罪情勢をわかりやすく解説します。青少年の健全育成に関わる皆様、そして地域のみんなで、より安全な杉戸町を築きましょう！

**日時** 11月15日(金) 13時30分～15時(受付13時～)

**場所** カルスタすぎと 多目的ホール

**その他** 入場無料・事前申込不要

**問** 社会教育課 社会教育担当 内線484

## 新入学児童学用品費を支給します

**問合せ** 学校教育課 学務担当 内線389

**対象** (以下の全てに該当する方)

①令和7年1月1日時点で杉戸町に住民票があり、令和7年度に町立各小学校へ入学するお子さまがいる方

②新入学児童学用品費の入学前の支給を希望する方

③世帯の収入が不安定などで援助が必要とみとめられる方または令和6年度において、世帯全員が次のいずれかに該当する方。

a 生活保護法に基づく保護の停止または廃止

b 事業税の減免 c 国民年金保険料の減免

d 町民税の非課税または減免 e 固定資産税の減免

f 生活福祉資金の貸付 g 児童扶養手当の受給

h 国民健康保険税の減免または徴収の猶予※

※18歳未満の被保険者が3人以上いる世帯の減免は対象外

**支給額** 新小学校1年生 57,060円

**申請期間** 11月1日(金)～令和7年1月31日(金) ※土日祝日・年末年始を除く

第一次締切 12月27日(金)⇒令和7年2月上旬頃支給予定

最終締切 令和7年1月31日(金)⇒令和7年2月下旬頃支給予定

**提出場所** 学校教育課窓口(入学予定の学校では申請受付できません)

※令和7年度中学校新1年生も新入学生徒学用品費の入学前支給を受けられます。現在、就学援助の認定を受けていない方は期限内に申請書を提出してください。



**申請に必要なもの**

(1) 就学援助入学児童学用品費等入学前支給申請書(学校教育課または町ホームページ(下記QRコード)からダウンロード)

(2) 「対象③a～h」の該当者は、該当事由を証明する決定(承認)通知書、受給者証の写し

(3)(2)以外の理由のうち、令和6年1月1日に杉戸町に住民票がない方は、転入前の市町村で発行される令和5年中の所得を証明できる書類(総所得金額・控除額の記載のあるもの、未就学児・学生以外の方全員分)

※今年度就学援助の認定を受けている世帯は、申請書のみ提出してください。

